

欧米競争政策の動向のポイント

2021年10月29日 No.19

金子 晃 監修

内 容

I 米国競争法(政策)

1 業務提携事件

- (1) 司法省、アメリカン航空とジェットブルー航空との前例のない国内提携の解消を求め、訴えを提起(2021年9月21日)

2 入札談合事件

- (1) 司法省、コンクリート業者の幹部がミネソタ州内の公共工事に係る入札において談合を行っていた旨の有罪答弁を行ったと公表(2021年9月28日)

3 買収事件

- (1) 司法省、住宅用レンガメーカー・ジェネラルシェールによる同業メリディアンの買収の計画を条件付きで承認(2021年10月1日)

II 欧州競争法(政策)

1 共謀事件

- (1) 欧州委員会、チェコの電気通信市場に関して T-Mobil CZ、CETIN、O2 CZ から提案された確約措置について意見を公募(2021年10月11日)
- (2) 欧州委員会、ウッドパルプ業界に対し予告なく立入調査を実施(2021年10月12日)

公益財団法人 公正取引協会

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-1

赤坂 KS ビル 2F

電話 03-3585-1241 FAX 03-3585-1265

<https://www.koutori-kyokai.or.jp>

アンケートへのご協力をお願いします

公正取引協会

「欧米競争政策の動向のポイント」について、今後の参考とさせていただくため、以下のアンケートに御協力をお願いいたします。

1. 「欧米競争政策の動向のポイント」はどの程度読まれていますか。該当する項目の□に✓印を付けてください。

- A 毎号読んでいる B ときどき読んでいる
 C ほとんど読まない D その他 (_____)

2. 上記1でAまたはBと回答された方にお伺いします。興味のある内容はどれでしょうか。該当する項目の□に✓印を付けてください。

- A 米国および欧州 B 米国 C 欧州

3. 配信の頻度はどれくらいがよろしいでしょうか。該当する項目の□に✓印を付けてください。

- A 月1回(現状と同じ) B 月2回 C 2、3か月に1回
 D 重要な案件のあるときのみでよい E その他 (_____)

4. 速報性について、該当する項目の□に✓印を付けてください。

- A 当局の公表から1か月～2か月(現状と同じ) B 当局の公表から1か月以内
 C 重要な案件であれば当局の公表から2か月以上でもかまわない
 D その他 (_____)

5. ご利用方法について該当する項目の□に✓印を付けてください。

- A メールを受け取った方のみが利用 B 必要に応じて関係者に転送
 C 紙に出力したうえで回覧
 D その他 (_____)

6. 配信方法について該当する項目の□に✓印を付けてください。

- A 電子メール(現状と同じ) B 紙媒体
 C その他 (_____)

7. 欧米競争政策の動向のポイントや当協会の事業について、御意見・御感想等がありましたら、御記入ください。

※ お差し付かえなければ会社名をご記入下さい。

会社名

御協力ありがとうございました。FAX(03-3585-1265)でお送りください。

I 米国競争法(政策)

本号では、業務提携時間、入札談合事件及び買収事件の3件の事件を取り上げる。

1 件目はマサチューセッツ州地区地裁への提訴の案件である。当該案件において、司法省とともに6州とコロンビア特別区の司法長官室らは、業界最大手アメリカン航空と格安航空会社ジェットブルー航空との間で結ばれた提携が、シャーマン法1条に違反するとしてその解消を求め、訴えを起こした。

2 件目は刑事事件であり、同事件では、ミネソタ州に所在するコンクリート業者の幹部職員が、地方公共団体発注のコンクリート工事に係る入札において談合を行っていた旨の有罪答弁を行った。

3 件目は住宅用レンガメーカー・ジェネラルシェールによる同業メリディアンの買収の計画について、司法省が一定の資産の売却を条件として承認をしたものである。

1 業務提携事件

(1) 司法省、アメリカン航空とジェットブルー航空との前例のない国内提携の解消を求め、訴えを提起(2021年9月21日)¹

司法省とともに6州とコロンビア特別区の司法長官室らは9月21日、American Airlines Group Inc.(以下「アメリカン航空」という。)とJetblue Airways Corporation(以下「ジェットブルー航空」という。)が締結をした前代未聞の一連の協定の破棄を求め、マサチューセッツ州地区地裁に訴えを提起した。当該協定に基づき、両航空会社は、アメリカ東部のボストン市とニューヨーク市での業務を統合している。民事反トラスト法の訴状によると、両航空会社はこの包括的な業務提携を「ノースイースト・アライアンス」と呼んでいる。このノースイースト・アライアンスが続くならば、両都市での活発な競争が消滅するのみならず、他の都市でアメリカン航空と競い合うというジェットブルー航空の意欲が削ぎ落され、それにより全米各地の航空旅客が損害を受けるおそれもある。既に高度寡占化している同産業は更に統合されるようになる。

メリック・ガーランド司法長官は、以下の声明を出した。

「アメリカにおける何百万もの消費者は仕事のため、家族を訪れるため、また休暇を取るために飛行機での移動に依存している。消費者が手頃な値段で安全に空の旅ができるようにするため、公正な競争は必要不可欠である。たったの4社だけの航空会社が80%以上の国内航空交通を支配している航空産業においては、アメリカン航空とジェットブルーの提携が、実際には同産業の更なる統合をもたらす前代未聞のものである。提携が続くならば、

¹ Press Release, Justice Department, Justice Department Sues to Block Unprecedented Domestic Alliance Between American Airlines and JetBlue, September 21, 2021.

運賃の引き上げ、選択肢の減少、及びサービスの質の低下がもたらされるようになるであろう。本日提出された訴状は、司法省が消費者利益を保護し競争を維持することにより経済的機会と公正さを確保しようとしていることを示している。」

司法省反トラスト局リチャードAパワーズ局長代行は、以下の声明を発した。

「ノースイースト・アライアンスが続けば、この重要産業における活発な競争が消滅するようになる。この包括的なパートナーシップは、国内の航空会社間では前例のないものである。アメリカン航空とジェットブルー航空のボストン市とニューヨーク市での事業が事実上統合されている。消費者への悪影響は、マサチューセッツ州とニューヨーク州を遥かに超えている。これは、全米各地の州司法長官、とりわけ、アリゾナ州、カリフォルニア州、フロリダ州、マサチューセッツ州、ペンシルベニア州、バージニア州、コロンビア特別区のそれぞれの司法長官が、この訴訟に参加し、捜査協力していることによって示されている。」

ノースイースト・アライアンスは、アメリカン航空とジェットブルー航空の主要4空港での事業を統合している。4空港は、①ボストンローガン、②ジョンFケネディー、③ラガーディア及び④ニューアーク・リバティーの各空港である。両航空会社は、航空ネットワークの運航計画のあらゆる面について協調することに全力を注いでいる。とりわけ、どの路線を飛ぶか、何時それらの路線を飛ぶか、どの航空会社がそれらの路線を飛ぶか、どの大きさの飛行機を各航空便に使うかについての協調がなされている。また、両航空会社は、これらの空港で得られる収入を共有することに合意しており、互いが相互に競い合うという意欲を削ぎ落している。また、ノースイースト・アライアンスの継続によって、両航空会社は、お互いが持つ搭乗ゲートと発着枠を共有することができるようになる。訴状によると、この前代未聞の提携が続けば、ボストン市とニューヨーク市から行き来する航空旅客が運賃の引き上げ、また選択肢の減少に直面するようになるであろう。

訴状で主張されているとおり、アメリカン航空は世界最大規模の航空会社である。たったの4航空会社(アメリカン航空に加え、デルタ航空、ユナイテッド航空、及びサウスウエスト航空)だけが合計して国内航空交通の80%以上を支配している。訴状によると、アメリカン航空はアメリカ及び諸外国において業界再編の戦略を容赦なく追求してきた。外国の航空会社と正式な合併を通じて統合できないため、アメリカン航空は、その代わりに一連の国際的なジョイントベンチャーを形成して事業統合を図ってきた。訴状によると、ジェットブルー航空の最高経営責任者は、「12社又はそれ以上の数の航空会社が運航サービスを提供しているように見えるかもしれない。しかし、水面下では、実際には3つの大規模アライアンスが87%の航空交通を支配している。…消費者は、これらのジョイントベンチャーが支配している市場では実際には選択肢が余りなく、より高い運賃にも直面している。司法省は、アメリカン航空がこの戦略を国内航空交通に今持ち込もうとしていると主張している。」

訴状で主張されているとおり、ジェットブルー航空は、特にアメリカ東北部において、アメリカン航空その他の航空会社にとっての重要な競争相手として事業展開をしてきた。訴状によると、運賃引下げを行うというジェットブルー航空の評判が余りにも確立されているため、それは業界では「ジェットブルー効果」と呼ばれている。ジェットブルー航空自身の内部試算によると、同社の設立以来、同社の顧客は少なくとも 100 億ドル(約 1 兆 1200 億円)節約している。とりわけ、同社は運賃を引き下げたり、サービスの質の向上を図ったりしており、競争者にも同様にするよう圧力をかけている。

訴状によると、ノースイースト・アライアンスが続けば、運賃の引き上げと選択肢の減少を通じて全米各地の航空旅客らが何億ドルもの損害を被ることになる。ノースイースト・アライアンスを結ぶ前に、ジェットブルー航空とアメリカン航空の両社は、ボストン市とニューヨーク市のみならず、他の地域においても、より激しく競い合うことにしていた。提携が継続すれば、既存のまた将来におけるこの活発な競争が消滅することになる。この結果として、アメリカン航空の上級役員が説明したとおり、「更なる国内の事業統合」がもたらされることになる。ノースイースト・アライアンスが続くと、アメリカン航空は自社の航空ネットワークにおける他地域への運航拡大を進めるという意欲が無くなり、またジェットブルー航空は同社より遥かに大きい同社のパートナーを全米各地で挑戦することに躊躇するようになるであろう。

アメリカン航空はデラウェア州で設立された会社であり、テキサス州フォートワースに本社を構えている。2019 年に同社は 2 億 1500 万人の乗客を全世界の約 365 カ所に運び、約 450 億ドル(約 5 兆 400 億円)の収益を上げた。

ジェットブルー航空はデラウェア州で設立された会社であり、ニューヨーク州ロングアイランドシティに本社を置いている。2019 年に同社は、4200 万人の乗客を全世界の約 100 か所に運び、約 80 億ドル(約 8960 億円)の収益を上げた。

2 入札談合事件

(1) 司法省、コンクリート業者の幹部がミネソタ州内の公共工事に係る入札において談合を行っていた旨の有罪答弁を行ったと公表(2021 年 9 月 28 日)²

司法省は 9 月 28 日、ミネソタ州に所在するコンクリート業者の幹部職員がコンクリートの補修・施工工事に係る入札において談合を行っていた旨の有罪の答弁を行ったと公表した。

ミネアポリス地区地裁に提出された裁判資料によると、クラランス・オルセンとその共謀者らは、ミネソタ州内の少なくとも 4 つの地方公共団体が行っていたコンクリートの補

² Press Release, Department of Justice, Concrete Contractor Pleads Guilty to Rigging Bids for Public Contracts in Minnesota, September 28, 2021.

修・施工工事に係る入札において談合を行っていた。地方公共団体には、ミネアポリス・セントポール都市圏に所在する地方自治体や公立学区がある。オルセンは、長期間続いていた当該共謀に、遅くとも 2012 年 9 月から早くとも 2017 年 7 月まで参加していた。

司法省反トラスト局リチャード A パワーズ局長代行は、以下のように発言した。

「この解決策は、反トラスト局が公共調達において公正性かつ無差別性を確保しようとしていることを示している。当該公共調達には政府のそれぞれの段階のものがある。地方公共団体の公共調達に関する入札における入札談合は、納税者に対して損害を与える。このような共謀に参加する者には、当該行為についての責任が追及される。」

FBI 刑事捜査課のカルビン・シバーズ課長代理は以下の声明を発出した。

「本件の被告はコンクリート工事に係る入札で談合を行っていたが、同入札はミネソタ州内の地方自治体と公立学区が得ることができるようにするために行われた。FBI と我々の法執行パートナーらは、政府プログラムとアメリカの納税者を奪取しようとする者を捜査することに全力を注いでいる。」

オルセンはシャーマン法 1 条に違反した旨の有罪の答弁を行った。被告に対しては、10 年の禁固刑及び 100 万ドル(約 1 億 200 万ドル、1 ドル=約 112 円)の罰金刑といった法定上限が適用される。罰金の上限額は、犯罪による利得の 2 倍の金額又は犯罪によって被害者が被った損失の 2 倍の金額の何れかの金額が 100 万ドルを上回る場合には、当該金額まで引き上げることができる。連邦地裁の裁判官は米国量刑ガイドラインその他の法定要因を考慮した後、量刑の判断を行うことになっている。

反トラスト局シカゴ支局が本件訴追を行っており、捜査には FBI ミネアポリス支局が協力をした。

2019 年 11 月、司法省は調達共謀対策本部を創設した。同本部は、政府による調達、補助金、資金援助プログラムに影響を及ぼす反トラスト犯罪と関連詐欺罪を撲滅するための共同法執行取組である。当該政府には連邦、州、地方自治体といった各段階のものがある。

3 買収事件

(1) 司法省、住宅用レンガメーカー・ジェネラルシェールによる同業メリディアンの買収の計画を条件付きで承認(2021 年 10 月 1 日)³

司法省は 10 月 1 日、住宅用レンガメーカー General Shale Brick Inc.(以下「ジェネラルシェール」という。)による同業 Meridian Brick LLC(以下「メリディアン」という。)の買収の計画について、米国南部と中西部における住宅用レンガの製造販売競争を維持するため、一定の資産の売却を条件として承認をした。

³ Press Release, Department of Justice, Justice Department Requires Divestiture for General Shale to Proceed with Acquisition of Meridian Brick, October 1, 2021.

司法省反トラスト局は本日、コロンビア特別区裁判所に対して当該計画の差止めを求めて民事提訴するとともに和解案を提出した。裁判所が和解案を承認すれば、同局の競争上の懸念は解消されることになる。和解案に定められている条件に基づき、両当事会社は、製造施設 3 施設、流通センターやショールーム 14 か所、及び住宅用レンガの製造に使用される原材料を掘り出すための採掘坑計 6 か所を売却しなければならない。売却先としては、RemSom LLC 又は司法省によって承認される他の代替的購入者が明示されている。

司法省反トラスト局リチャード A パワーズ局長代行は、以下の声明を出した。

「住宅用レンガはアメリカの住宅建設に必要な不可欠な材料である。当初届け出られた買収計画では、住宅用レンガの価格引上げ、及び品質低下がもたらされ、結果として、何百万ものアメリカ人が住宅の建設と購入に際しより高い費用を支払わせざるを得なくなる蓋然性があった。本件和解協定が実施されれば、住宅用レンガの製造販売競争が維持され、アメリカの住宅建設業者と住宅購入者がこの競争による利益を享受し続けられるようになる。」

訴状によると、ジェネラルシェール及びメリディアンは、6 つの州(テネシー州、アラバマ州、ケンタッキー州、インディアナ州、ミシガン州及びオハイオ州)における 8 つの別々な地域市場において最有力な供給業者の 2 社である。当初の計画では、本件買収案は、ジェネラルシェールとメリディアン間の当該市場での既存の激しい競争を消滅させるものであった。

ジェネラルシェールはテネシー州ジョンソンシティに本社を構え、オーストリア共和国の Wienerberger AG の北米子会社である。ジェネラルシェールは米国で建設資材を製造する有力なメーカーであり、レンガ、結石、コンクリートブロック製品などを扱っている。Wienerberger AG の北米事業は 2020 年には約 3 億 7000 万ドル(約 414 億 4000 万円)の収益を上げ、その 78%がレンガ販売によるものであった。

メリディアンは、その親会社である Boral Limited と LSF9 Stardust Super Holdings L.P. により 2016 年に設立されたジョイントベンチャーである。メリディアンはジョージア州アルファレッタに本社を構え、米国における最大規模の住宅向けレンガメーカーである。同社は 2020 年度には 4 億ドル(約 448 億円)以上の収益を上げ、そのほとんどがレンガ販売によるものであった。

RemSom LLC はプライベートエクイティ投資会社であり、2020 年には US Brick(旧社名、Carolina Brick)の主要な株主となった。US Brick は商業及び住宅用レンガの製造業者であり、30 州でレンガを販売している。同社はサウスカロライナ州コロンビアに本社を構えている。

本件和解案は、反トラスト手続及び罰金法の定めにより、競争上の影響に関する司法省の意見とともに、連邦官報において公表される。如何なる者でも、その公表の日から 60 日以内に、和解案に関する意見を書面にて司法省反トラスト局国防・産業・航空宇宙課の課長宛てに提出することができる。意見提出期間が終了した後、コロンビア特別区裁判所は、

本件の同意判決案が公益にかなうか否かの判断を下さなければならない。

(お問い合わせは、佐藤 潤、経済法学者・慶應義塾大学産業研究所共同研究員・クレド法律事務所
提携ニューヨーク州弁護士 jun_sato02@yahoo.co.jp、までお願いします。)

II 欧州競争法(政策)

本号では、チェコで事業を展開する電気通信会社が提案した確約措置に対する意見公募開始と、ウッドパルプ業界に対する詳細調査開始決定を取り上げる。

1 件目は、チェコで事業を展開する電気通信会社 3 社間の 2 つの協定が EU 運営条約 101 条に違反するおそれがあるとされたものである。上記 3 社とその親会社が確約手続の下、確約措置を申し出たところ、欧州委員会は最終決定を採択するに先立ち、本件措置について関係当事者から意見を聴取することとした。

2 件目は、欧州委員会がウッドパルプ業界に対し、EU 運営条約 101 条に違反するおそれがあるとして予告なく立入検査を実施したものである。なお、ウッドパルプ業界をめぐっては、同条で禁止される協調行為に関する先例となった EU 司法裁判所の事例がある (Joined cases 89, 104, 114, 116, 117 & 125 to 129/85, Wood Pulp [1988] ECR 5193)。

1 共謀事件

(1) 欧州委員会、チェコの電気通信市場に関して T-Mobil CZ、CETIN、O2 CZ から提案された確約措置について意見を公募(2021 年 10 月 11 日)⁴

欧州委員会は、①T-Mobil CZ、O2 CZ、電気通信設備提供者 CETIN(当時)の 3 社間のネットワーク共有協定(以下「NSAs」という。)と、②O2 CZ と CETIN の 2 社間のモバイルネットワークサービス協定(以下「MNSA」という。)について競争上の懸念を表明した。これに対し T-Mobil CZ、CETIN、O2 CZ の 3 社とその親会社 Deutsche Telekom、PPF から確約措置が提案されたところ、欧州委員会は本件措置に対する意見公募を開始した。

欧州委員会は 2016 年 10 月、O2 CZ と CETIN を一方当事者、T-Mobile CZ をもう一方の当事者とする NSAs に対する正式調査を開始した。欧州委員会は 2019 年 8 月に上記 3 社に対し、またその後親会社に異議告知書を送付し、競争上の懸念を表明した。欧州委員会は 2021 年 8 月、手続規則 2003 年 1 号第 9 条の下、当事者の主張と収集された証拠を慎重に分析した上で、競争上の評価を行った決定を採択した。

欧州委員会によると、NSAs と MNSA は EU 運営条約 101 条に反して競争を制限するおそれがあることが明らかになった。具体的にはチェコの携帯電話市場の状況に照らすと、NSAs と MNSA は T-Mobil CZ、CETIN、O2 CZ の 3 社に対し通信ネットワークへの投資を削減するインセンティブとなり、3 社が携帯電話サービスの小売市場と卸売市場における競争を回避するようになることが懸念される。

⁴ Press Release, European commission, Commission seeks feedback on commitments offered by T-Mobil CZ, CETIN, and O2 CZ concerning Czech telecommunications market, 1 October 2021.

提案のあった確約措置

T-Mobil CZ、CETIN、O2 CZ と各社の親会社は、欧州委員会の競争上の懸念に答えるため、次の確約措置を提案した。

- ①特定の周波数におけるマルチスタンダード無線アクセスネットワーク設備の配備により移動通信ネットワークを近代化すること
- ②共有ネットワーク整備に責任を有する事業者の提供する投資・サービスの価格設定をコストに基づいたものとすべく、ネットワーク整備に係る財務条件の決定と見直しを行うこと
- ③共有ネットワーク運営に不可欠な情報交換を制限する NSAs の契約条項を改正すること
- ④MNSA の下、CETIN が T-Mobile CZ と O2 CZ との間で行う情報伝達を効果的に防止する方策を実施すること

NSAs に関する確約措置は 2033 年 10 月 28 日まで効力を有するとされている。また MNSA に関する確約措置は、MNSA の契約条項か NSAx の契約条項のいずれかが先に終了する時点まで適用される。本件当事者の確約措置に関する遵守状況を監視するため、欧州委員会の任命する独立した管財人が設置される。

欧州委員会は、本件措置の官報掲載後 1 か月、全関係当事者に対して意見を提出する機会を与えるも、その上で欧州委員会は、提出されたすべての意見を考慮し、本件措置が競争上の懸念を解消するものであるかについて最終的な見解を示すことになる。

欧州委員会は、本件措置が有効であると考える場合、手続規則 2003 年 1 号第 9 条に従って本件措置に法的拘束力を与える決定を採択する。

本日の決定は、EU 競争法に対する違反を結論づけるものではないが、措置を申し出た企業による措置の遵守を法的に拘束するものである。

本件企業が措置に違反した場合、欧州委員会は EU 競争法違反を証明することなく当該企業の全世界における年間売上高の最高 10% を制裁金として賦課することが認められる。

本件の背景

NSAs は、スペクトラムとコアネットワークは各社独自のものとしつつ、2G、3G、4G 移動電気通信技術向けのパッシブ／アクティブインフラを共有する協定であり、プラハとブルノーを除くチェコ全体を対象とする。チェコにおける約 4 分の 3 の利用者は、T-Mobile CZ と CETIN の共通ネットワーク設備を利用している。本件協定により、T-Mobile CZ と CETIN の 2 事業者はチェコ国内を二分しており、各事業者は割り当て地域内のネットワークの開設、運営、維持に責任を負っている。したがって、T-Mobile CZ と CETIN の 2 事業者は自己の担当地域では、自己の顧客のほか、他社の顧客にもサービスを提供していることになる。MNSA は、CETIN が NSAs の契約当事者として O2 CZ を法的に継承した

後、CETIN が O2 CZ に提供していた移動通信ネットワークサービスの提供方法を管理するために締結されたものである。

(2) 欧州委員会、ウッドパルプ業界に対し予告なく立入調査を実施(2021年10月12日)⁵

欧州委員会は2021年10月12日、ウッドパルプ事業者の複数の加盟国における事業所に対し、予告なく立入調査を実施した。

欧州委員会は、調査対象企業がEU運営条約101条違反に関与したとの疑いを持っている。本件立入調査には、欧州委員会の職員に加え、対象加盟国競争当局の職員も同行した。

ウッドパルプは、木材から作られる乾燥繊維材であり、様々な紙製品(ティッシュ、筆記用紙、ペーパーボード等)の製造に使用されている。

予告のない調査は、反競争的慣行の疑いのある行為に対する調査の最初の段階と位置づけられる。欧州委員会による調査の実施は、当該事業者が反競争的行為を行ったことを意味するものではなく、また調査結果自体に予断を与えるものでもない。

欧州委員会は反トラスト手続において、聴聞を受ける権利など事業者の防御権を全面的に尊重する。

本件立入調査は、関係者の安全性を確保するためコロナウィルスの健康・安全基準を全面的に守りながら実施された。

反競争的行為に対する調査終了期限は、定められていない。よって調査期間は、事案の複雑さ、対象事業者が欧州委員会に協力する程度、防護権行使の範囲をはじめとする数多くの状況次第である。

(お問い合わせは、多田 英明・東洋大学法学部教授 tada@toyo.jp までお願いします。)

⁵ Press Release, European commission, Antitrust: Commission carries out unannounced inspections in the wood pulp sector, 12 October 2021.